

新宿区地域生活支援給付費の支給等に係る申請等に関する要綱

平成 18 年 9 月 29 日 18 新福障経第 1128 号福祉部長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、新宿区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年規則第 60 号）第 5 章に規定する地域生活支援事業のうち、移動支援事業及び日中一時支援事業（以下「移動支援等事業」という。）の支給等に係る申請等の手続きに関する必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）で使用する用語の例による。

(支給決定の申請)

第 3 条 移動支援等事業の事業実施要綱に規定する障害者及び障害児の保護者（以下「障害者等」という。）が、移動支援サービス費及び日中一時支援サービス費（以下「地域生活支援給付費」という。）の支給決定を受けようとするときは、区長に対して、新宿区地域生活支援給付費支給決定申請書兼利用者負担額減額・免除申請書（第 1 号様式）を提出するものとする。

(支給決定の通知書等)

第 4 条 区長は、前条の申請に係る障害者等の障害支援区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該申請に係る障害者又は障害児の移動支援事業等サービスの利用に関する意向その他の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 12 条に掲げる事項を勘案して支給の要否の決定を行う。ただし、当該障害者が、障害福祉サービスに係る障害支援区分に認定を受けている場合は、当該認定を受けた障害支援区分を適用する。

2 区長は、地域生活支援給付費を支給する旨の決定を行ったときは、当該決定を受けた障害者等（以下「支給決定障害者等」という。）に新宿区地域生活支援給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除決定通知書（第 2 号様式）及び新宿区地域生活支援サービス受給者証（第 3 号様式）を交付する。

3 区長は、地域生活支援給付費を支給しない旨の決定を行ったときは、当該決定を受けた障害者等に新宿区地域生活支援給付費不支給決定通知書（第 4 号様式）を交付する。

(支給決定の変更)

第 5 条 支給決定障害者等は、現に受けている支給決定に係るサービスの種類、支給量その他省令第 17 条に定める事項を変更する必要があるときは、新宿区地域生活支援給付費支給決定変更申請書兼利用者負担額減額・免除決定変更申請書（第 5 号様式）により、区長に対して当該支給決定の変更の申請をすることができる。

(支給決定の変更の決定の通知書等)

第 6 条 区長は、前条の申請又は職権により、当該支給決定障害者等につき、省令第 12 条

に定める事項を勘案し、支給決定の内容を変更する必要があると認めるときは、当該支給決定の変更の決定を受けた支給決定障害者等に新宿区地域生活支援給付費支給決定変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除決定変更決定通知書（第6号様式）を交付する。

- 2 区長は、当該支給決定障害者等につき、支給決定の内容を変更する必要があると認め、当該支給決定の変更の決定を行わなかったときは、当該支給決定の変更の申請を行った支給決定障害者等に新宿区地域生活支援給付費支給決定変更申請却下通知書兼利用者負担額減額・免除決定変更申請却下通知書（第7号様式）を交付する。

（申請内容の変更）

第7条 支給決定障害者等は、支給決定の有効期間内において、当該支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日その他省令第22条に定める事項を変更したときは、速やかに区長に対して、受給者証を添えて新宿区地域生活支援サービス受給者証等記載事項変更届（第8号様式）により届けるものとする。

（受給者証の再交付）

第8条 支給決定の有効期間内において、受給者証を破り、汚し又は失った場合は、当該支給決定障害者等が、区長に対して、新宿区地域生活支援サービス受給者証再交付申請書（第9号様式）により再交付の申請を行うものとする。

- 2 受給者証を破り、汚した場合は、前項の申請書に、その受給者証を添付しなければならない。
- 3 受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、速やかにこれを区長に返還しなければならない。

（支給決定の取消し）

第9条 区長は、次に掲げる場合には、当該支給決定を取消することができる。

- (1) 支給決定に係る障害者等が、地域生活支援サービスを受ける必要がなくなったと認めるとき。
- (2) 支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、区外に居住地を有するに至ったと認めるとき。（支給決定に係る障害者等が、特定施設に入所することにより、区外に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。）
- (3) 支給決定に係る障害者等が、正当な理由なしに支給決定に係る調査に応じないとき。
- (4) 第3条又は第6条による申請に関し、虚偽の申請をしたとき。

- 2 区長は、前項の規定により支給決定の取消しを行った場合は、当該支給決定の取消しに係る支給決定障害者等に新宿区地域生活支援給付費支給決定取消通知書（第10号様式）を交付し、受給者証の返還を求めるものとする。

（補則）

第10条 施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

第1条 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

（移動支援事業に関する経過措置）

第2条 施行日において、現に改正前の法附則第8条第1項第5号に規定する外出介護の支給決定を受けている障害者等（施行日において介護給付費等の支給決定を受けている者を除く。）は、平成19年3月31日を限りとして、施行日に移動支援に係る第4条第1項の支給決定を受けたものとみなす。

（経過的デイサービス事業への準用）

第3条 規則附則第2条第1号に規定する経過的デイサービス事業について、本要綱の規定を準用する。

（経過的デイサービス事業に関する経過措置）

第4条 施行日前日において、現に改正前の法附則第8条第1項第6号に規定する障害者デイサービスの支給決定を受けている障害者等は、施行日に経過的デイサービスに係る第4条第1項の支給決定を受けたものとみなす。

（新宿区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第24条の規定により行う準備行為に関する要綱の廃止）

第5条 新宿区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第24条の規定により行う準備行為に関する要綱(平成18年8月8日18新福障経第770号)は、廃止する。

附 則（平成19年2月2日18新福障経第1868号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年2月2日18新福障経第1868号）

第1条 この要綱は、公布の日から施行する。

第2条 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の新宿区地域生活支援給付費の支給等に係る申請等に関する要綱第4条第2項の規定により交付されている地域生活支援サービス受給者証は、当該地域生活支援サービス受給者証が更新され、又は変更されるまでの間、なお使用することができる。

附 則（平成19年4月18日19新福障経第108号）

第1条 この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

第2条 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の新宿区地域生活支援給付費の支給等に係る申請等に関する要綱第4条第2項の規定により交付されている地域生活支援サービス受給者証は、当該地域生活支援サービス受給者証が更新され、又は変更されるまでの間、なお使用することができる。

附 則（平成21年5月20日21新福障経第217号）

第1条 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

第2条 この要綱の改正後の第1号様式による申請書の提出は、この規則の施行日前においても行うことができる。

附 則（平成25年3月28日24新福障福第1570号）

第1条 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

第2条 この要綱の改正後の第1号様式による申請書の提出は、この規則の施行日前においても行うことができる。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日 26 新福障福第 47 号）

第 1 条 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 この要綱の改正後の第 1 号様式による申請書の提出は、この規則の施行日前においても行うことができる。

附 則（平成 27 年 3 月 19 日 26 新福障支第 533 号）

第 1 条 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 この要綱の改正後の第 1 号様式による申請書の提出は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則（平成 27 年 12 月 17 日 27 新福障福第 1682 号）

第 1 条 この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。